

平成29年5月6日

我が国の推薦資産に係る世界遺産委員会諮問機関による 評価結果及び勧告について

今般、我が国が世界文化遺産へ推薦を行っている「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」について、世界遺産委員会の諮問機関であるイコモスによる評価結果がユネスコ世界遺産センターから通知されました。

1. イコモスの評価結果

「『^{かみやど}神宿る島』^{むなかた}宗像・沖ノ島と関連遺産群」については、「記載」が適当との勧告がなされた。ただし、^{むなかたたいしやおきつみやようはいしよ}宗像大社沖津宮遙拝所、^{むなかたたいしやなかつみや}宗像大社中津宮、^{むなかたたいしやへつみや}宗像大社辺津宮、^{しんぼる}新原・^{ぬやま}奴山古墳群を除く。（詳細は別添参照）

（参考1）諮問機関による評価結果の4つの区分

- ① 記載（Inscription）：世界遺産一覧表に記載するもの。
- ② 情報照会（Referral）：追加情報の提出を求めた上で次回以降に再審議するもの。
- ③ 記載延期（Deferral）：より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書の再提出後、約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある。
- ④ 不記載（Not to inscribe）：記載にふさわしくないもの。（世界遺産委員会で不記載決議となった場合、例外的な場合を除き再推薦は不可。）

（参考2）イコモス（国際記念物遺跡会議）

ICOMOS (International Council on Monuments and Sites)。文化財の保存、修復、再生などを行う国際非政府間組織（NGO）。本拠地はパリ。1964年設立。

2. 今後の予定

第41回世界遺産委員会（平成29年7月2日～12日、於：ポーランド）において、イコモスの勧告を踏まえ、世界遺産一覧表への記載の可否が決定される。

なお、世界遺産委員会による決議は、諮問機関の勧告と同じ「記載」、「情報照会」、「記載延期」、「不記載」の4区分である。

<担当> 文化庁文化財部記念物課

課	長	大西	啓介
世界文化遺産室	長	岡本	任弘
文化財調査官		鈴木	地平
世界文化遺産推薦係長		坂本	真樹

電話：03-5253-4111（代表）（内線 2877）

03-6734-2877（直通）

イコモスの評価結果及び勧告の概要

(「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連資産群)

① 顕著な普遍的価値 (OUV) について

沖ノ島は、古代祭祀の記録を保存する類まれな「収蔵庫」であり、4世紀から9世紀末まで行われた日本列島と朝鮮半島及びアジア大陸との活発な交流に伴う航海安全祈願のための祭祀の在り方を示す証左である。沖ノ島は、宗像大社の一部となった後も、今日まで「神宿る島」として継承されてきた。

独特の地形学的特徴をもち、膨大な数の奉獻品が位置もそのままに遺存する祭祀遺跡が所在する沖ノ島総体によって、この島で行われた500年にもわたる祭祀の在り方が如実に示されている。沖ノ島の原始林、小屋島・御門柱・天狗岩といった岩礁、文書に記録された祭祀行為及び沖ノ島にまつわる禁忌、九州本土及び大島から開けた沖ノ島への眺望もまた、交易の変遷及び信仰の土着化によってその後何世紀もの間に信仰行為や信仰の意味が変容したにもかかわらず、「神宿る島」沖ノ島の聖性が維持されてきたことを示している。

② 完全性について

イコモスは資産全体が国レベルで十分な法的保護が担保されていることを認める。構成資産は全体としてOUVがあることを証明しておらず、沖ノ島と3つの岩礁（小屋島、御門柱、天狗岩）のみに認められると考える。

③ 真実性について

イコモスは古代祭祀の考古学的物証を示す沖ノ島にのみ真実性が証明されるものとする。

④ 比較研究について

イコモスは、一連の宗像大社の資産や宗像氏の寄与を示す古墳群の価値は、国家的なものであり、地域や世界的な価値とは認められないものとする。よって比較研究によって沖ノ島のみが世界遺産一覧への記載に十分な正当性が証明されたと考える。

⑤ 評価基準の適用について

- ・ 基準 (ii) について

イコモスはこの評価基準が資産全体に対してではなく、沖ノ島及び3つの岩礁（小屋島，御門柱，天狗岩）にのみ正当化されていると考える。

・基準 (iii) について

イコモスはこの評価基準が資産全体に対してではなく、沖ノ島及び3つの岩礁（小屋島，御門柱，天狗岩）にのみ正当化されていると考える。

・基準 (vi) について

イコモスはこの評価基準が資産全体だけではなく沖ノ島に対しても正当化されていないと考える。

⑥ 資産に影響を与える要因について

イコモスは、資産に与える主な懸念は、自然災害、洋上の発電施設の潜在的な開発、違法な上陸やクルーズ船の来訪にあると考える。各種の事業計画が策定される前に遺産影響評価を実施し、世界遺産委員会とイコモスに提出することを求める。

⑦ 保存管理について（資産範囲，緩衝地帯（バッファー・ゾーン），保護措置，管理運営）

イコモスは、各資産は法的に保護が担保されており、保存対策や観測体制は適切であると考え。資産範囲については、沖ノ島と3つの岩礁に対しては適正である。緩衝地帯の範囲は南東角を除いては適正である。

⑧ 勧告

イコモスは、「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の8つの構成資産のうち、沖ノ島及び3つの岩礁（小屋島・御門柱・天狗岩）の4つを、評価基準(ii)及び(iii)の下に世界遺産一覧表に記載することを勧告する。

イコモスは、締約国が以下を考慮することを併せて勧告する。

- a) 資産名を「『神宿る島』沖ノ島」とすること。
- b) 「保存活用協議会」を設立し、資産の所有者代表を参画させること。
- c) 他の関係者の役割及び彼らによる管理体系を明確化し、資産の管理において彼らが効果的に共同できるようにすること。
- d) 洋上または陸上における風力発電施設の建設について、「適切に制限されている」とするだけでなく、資産範囲及び緩衝地帯、さらには資産範囲外であっても構成資産の視覚的完全性に影響を及ぼしうる範囲において、完全に禁止すること。
- e) 遺産影響評価の手法を管理システムに組み込むこと。
- f) 計画中の開発事業のうち、資産のOUV及び属性に影響を及ぼしうるものについては遺産影響評価を行い、その結果について世界遺産委員会及びイコモ

(別添)

スにおいて検討できるよう、事業の承認及び着手にかかるあらゆる最終決断が行われる前に報告すること。

- g) 緩衝地帯の東南角に位置する山体について、山頂を緩衝地帯内に含むこと。
- h) 沖ノ島に対する違法な上陸及び船舶の接近の増加が懸念される点について考慮すること。

「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」

かみやど

むなかた

本資産は、「神宿る島」沖ノ島を崇拝する文化的伝統が、古代東アジアにおける活発な対外交流が進んだ時期に発展し、海上の安全を願う生きた伝統と明白に関連し今日まで継承されてきたことを物語る稀有な物証である。

沖ノ島には4世紀から9世紀の間の古代祭祀の変遷を示す考古遺跡が、ほぼ手つかずの状態まで残されてきた。沖津宮、中津宮、辺津宮の古代祭祀遺跡を含むこれらの三つの場は、宗像大社という信仰の場として現在まで続く。18世紀までに成立した沖津宮遙拝所は、上記で述べたような沖ノ島を遙拝する信仰の場である。そして、その信仰を担い育んだ宗像氏の存在を物語る資産が、新原・奴山古墳群である。

【構成資産】

むなかたたいしやおきつみや おきのしま こやじま みかどぼしら てんぐいわ むなかたたいしやおきつみやようはいしよ
宗像大社沖津宮 (沖ノ島, 小屋島, 御門柱, 天狗岩), 宗像大社沖津宮遙拝所,
むなかたたいしやなかつみや むなかたたいしやへつみや しんぼる ぬやまこふんぐん
宗像大社中津宮, 宗像大社辺津宮 (以上, 福岡県宗像市), 新原・奴山古墳群 (福岡県福津市)



【関係年表】

平成21年	暫定一覧表に記載
平成28年1月	ユネスコへの推薦書提出 にかかる閣議了解
同年同月	推薦書の提出
同年9月7日～11日	イコモス現地調査
平成29年5月	イコモス勧告
同年7月2日～12日	第41回世界遺産委員会



沖ノ島



宗像大社辺津宮



沖津宮遙拝所



新原・奴山古墳群

世界遺産について

1. 世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）

(1) 条約の目的

文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要であるとの観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立すること。

(2) 経緯

昭和47（1972）年 第17回ユネスコ総会において採択
 昭和50（1975）年 条約発効
 平成4（1992）年 我が国において条約締結のための国会承認及び条約発効
 平成29（2017）年 1月31日現在で締結国数193カ国

2. 世界遺産一覧表への記載プロセス

- ① 各締約国は、世界遺産一覧表への記載推薦の候補を記載した「暫定一覧表」を提出する。
- ② 各締約国は、「暫定一覧表」の記載物件のうち、「世界遺産一覧表」に記載する準備が整ったものを世界遺産委員会へ推薦する。これに対し、世界遺産委員会が、「世界遺産一覧表」への記載の可否を決定する。

3. 世界遺産の総数

平成28年7月17日現在で 1052件（文化遺産814件、自然遺産203件、複合遺産35件）

4. 我が国の世界遺産一覧表記載物件（文化遺産16件、自然遺産4件）

	記載物件名	所在地	暫定一覧表記載年	世界遺産一覧表推薦年	世界遺産一覧表記載年	区分
1	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	4年	4年	5年12月	文化
2	姫路城	兵庫県	"	"	"	文化
3	屋久島	鹿児島県	"	"	"	自然
4	白神山地	青森県、秋田県	"	"	"	自然
5	古都京都の文化財 （京都市、宇治市、大津市）	京都府、滋賀県	"	5年	6年12月	文化
6	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県、富山県	"	6年	7年12月	文化
7	原爆ドーム	広島県	7年	7年	8年12月	文化
8	厳島神社	広島県	4年	"	"	文化
9	古都奈良の文化財	奈良県	"	9年	10年12月	文化
10	日光の社寺	栃木県	"	10年	11年12月	文化
11	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	"	11年	12年12月	文化
12	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県、奈良県、和歌山県	13年	15年 1月	16年 7月	文化
13	知床	北海道	16年	16年 1月	17年 7月	自然
14	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	13年	18年 1月	19年 7月	文化
15	小笠原諸島	東京都	19年	22年 1月	23年 6月	自然
16	平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-	岩手県	13年	18年12月 22年 1月	23年 6月	文化
17	富士山-信仰の対象と芸術の源泉	山梨県、静岡県	19年	24年 1月	25年 6月	文化
18	富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	19年	25年 1月	26年 6月	文化
19	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県・岩手県・静岡県	21年	26年 1月	27年 7月	文化
20	ル・コルビュジエの建築作品 - 近代建築運動への顕著な貢献	東京都（他 フランス、ドイツ、スイス、ベルギー、アルゼンチン、インド）	19年	27年 1月	28年 7月	文化

5. 我が国の暫定一覧表記載物件（文化遺産9件、自然遺産1件）

〔平成4年〕

- ① 「古都鎌倉の寺院・神社ほか」（神奈川県）
- ② 「彦根城」（滋賀県）

〔平成19年〕

- ③ 「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」（奈良県）
- ④ 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」（長崎県・熊本県）→（平成29年推薦）

〔平成21年〕

- ⑤ 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」（北海道・青森県・岩手県・秋田県）
- ⑥ 「宗像・沖ノ島と関連遺産群」（福岡県）→（平成28年推薦）

〔平成22年〕

- ⑦ 「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」（新潟県）
- ⑧ 「百舌鳥・古市古墳群」（大阪府）

〔平成24年〕

- ⑨ 「平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-（拡張）」（岩手県）

〔平成28年〕

- ⑩ 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」（鹿児島県・沖縄県）【自然遺産】